

牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置等の取扱い

平成29年11月29日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## 1. 牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置の取扱い

### (1) 経緯

牛肉に係る関税の緊急措置は、暫定税率（6品目、38.5%）によって協定税率（50%）より低い水準まで引き下げている実行税率を、輸入数量が一定の水準（以下「発動基準数量」という。）を超えた場合に、自動的に戻すものである。

この牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置については、それぞれ適用期間を一年間として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

平成30年3月31日に、牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置の適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

### (2) 検討

- ・ ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果、牛肉については、暫定税率によって協定税率より低い水準まで実行税率を引き下げるこ  
ととした際、これと一体として、牛肉の輸入急増時の安全弁として関税の  
緊急措置を設けたものであることから、暫定税率と関税の緊急措置の取扱  
いについては一体的に検討を行う必要がある。
- ・ 関係国との協議結果の履行のため、暫定税率は引き続き必要と考えられ  
るところ、適用期限の延長を行う必要がある。また、暫定税率と一体的な  
制度である関税の緊急措置についても、同様に適用期限の延長を行う必要  
がある。

### (3) 改正の方向性

牛肉に係る暫定税率（6品目）及び関税の緊急措置について、それぞれ適用 期限を1年延長することが適当ではないか。
--

## 2. 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量に係る特例措置の取扱い

### (1) 経緯

- ・ 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎は、ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果、原則として、当該年度の前年度の輸入実績となっている。
- ・ 米国でのBSE発生（平成15年12月に発生を確認）に伴う牛肉の輸入数量の大幅な減少を受け、輸入の回復途上で緊急措置が発動されることを防ぐため、生鮮・冷蔵及び冷凍の牛肉について、それぞれ、発動基準数量の算出基礎を当該年度の前年度の輸入実績又は平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方とする特例措置が講じられた。平成18年度から平成29年度に至るまで、本特例措置を継続しているところ、今後の取扱いについて検討する必要がある。

### (2) 検討

- ・ 平成29年度において、冷凍牛肉については、平成28年度の輸入実績が平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を上回ったことから、発動基準数量の算出基礎として、原則通り前年度（平成28年度）の輸入実績を用いているが、生鮮・冷蔵牛肉については、平成28年度の輸入実績が依然として平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を下回っていることから、本特例措置を適用し、平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を発動基準数量の算出基礎としている。
- ・ このため、未だ、牛肉の輸入が米国でのBSE発生前の水準に回復したとは断言できないのではないかと考えられる。
- ・ 仮に、このような状況下で本特例措置を廃止した場合、輸入量が回復する途上での関税率の引上げを招き、消費者等に不利益が生じるおそれがある。

### (3) 改正の方向性

牛肉に係る関税の緊急措置の適用期限を1年延長する場合には、当該緊急措置の発動基準数量に係る特例措置も継続することが適当ではないか。